

研究ノート

いわゆる「リーガルマインド」という日本語について

石 井 幸 三

「国王は、法は理性に基づいていると考えており、そして自分も、また他の人々も、裁判官と同じように理性をもっているのだ、と言われた。これに対して、私 (Coke) は、次のように答えた。『神は陛下にすぐれた知能と偉大な資質を授けられておられることは事実であります。しかし、陛下は、イギリスの国法に通暁してはおられないのであって、陛下の臣民の生命、または相続不動産権、または動産、または財産に関する訴訟は、自然的理性 (natural reason) によって決定されるべきではなく、法についての技術的理性と判断 (the artificial reason and judgement of law) によって決定されるべきであり、その法は、人がそれを認識しうるまえに、長い間の研究と経験とを必要とする法であり、その法は、臣民の訴訟を審理するための黄金の杖と秤であり、それは、陛下を安全と平和のうちに護るものである』と。」(12.Co.Rep.63)

I 本稿の目的

「Xには、リーガルマインドがない。」このような発言がなされても、それは、日本の法学（教育）に関係する者にとって違和感がないようである。「リーガルマインド」（リーガル・マインド。以下、引用以外ではリーガルマインドで統一する）という言葉は、日本では、リーガルマインドという言葉を入れた株式会社さえある位である。その言葉は、その場限りの会話では、それを聞くとその言葉の意味内容よりも話者の伝えたい意図が分かるような気にさせる。Xを法科大学院の学生としよう。そして、Xが冒頭のように言われたら、Xが「私のどこが足りないの。どこをどう勉強していけば良いのですか」と話し手に問いかけるとしよう。回答者が複

数ならば、それらの答は、学生を少し混乱に入れるかもしれない。リーガルマインドという言葉は、「公共の福祉」「公序良俗」と同じような働きをしているかもしれない。本稿は、リーガルマインドという言葉が、どのように使われているかを調べることによって、その使用法が提起している問題点を明らかにすることを目的とする。⁽¹⁾

考察の手がかりとして、歴とした英語（米語）であるはずのリーガルマインドという言葉が、和製英語という疑いを投げかけられていることから始めてみたい。加藤一郎は、「ただ、このリーガル・マインドというのは、私はどうも和製英語ではないかと思うのです。」⁽²⁾と述べている。本稿で示しているように、legal mind という題を付けた英語圏、米語圏の論文はある。リーガルマインドという言葉は、シャープペンシルやアイスコーヒーと言ったような完全な和製英語ではない。ではなぜそのような嫌疑がかけられたのかを答えるには、日本でのその意味内容と英語あるいは米語のその意味内容が同じであるかどうかを確認される必要がある。もし母語での意味内容と異なる外来語の使用がその言葉の継受地域で行なわれていれば、その違いを認識し使用しなければ、母語の地域の人々との相互理解が相互誤解に導くことになる。このことは、ある外国の用語に継受地域で更なる意味を与えることを否定するものではない。アニメーションという言葉は、日本でその意味が豊富化され、海外でも日本で与えられた意味内容が通用しつつあるような例もある。）

Ⅱ 言葉の使用頻度と使用例：比較

Ⅱ.1 使用頻度

私は、英米でのlegal mind と日本語のリーガルマインドが扱われている文献（主題、副題、一部要約を含む）を、Google Scholarの検索装置を用いて調べてみる（2011年5月10日現在）。英語でのlegal mindでの検索では、

20件弱で尽きるが、日本語リーガルマインドでの検索は、(LEC東京リーガルマインド社発行を含めて) 約80件表示される。⁽³⁾ このような統計上の数字は、統計の精度を問題にすることを必要としない程、日本語で書かれた法学の著作にリーガルマインドを主題や副題にした著作が、英米語圏で書かれた同様の著作よりも多いことを示している。これは、英書の古本サイトAbe Books (2011年5月10日) で検索を補完しても変わらない。法学文献におけるリーガルマインドという言葉の高頻度は、日本独自の現象である。加藤があのよう述べたのも不思議ではない。

日本語の文献に関して、検索装置「マガジンプラス」を利用して見ると(この場合は出版社「LEC東京リーガルマインド社」を省く)、漠とした特徴が見いだされる。⁽⁴⁾ 「マガジンプラス」による雑誌での最初の文献は、1980年から始まっている。これが、本当に最初かどうかは確定できない。後述するように、竜崎喜助(文献⑩)によれば、田中英夫は1972年の著書でリーガルマインドの俗化を指摘しているので、既にこの言葉はある程度普通に使われていたのだろう。この言葉が、いつ頃から普及しだしたのかは興味ある問題であるが、今は「マガジンプラス」の1980年から話を進める。そこから今日までの雑誌文献数は、「マガジンプラス」では約284件が掲載されている。一見すると、Google Scholarと同様、英米語圏文献に比べ多いが、少し整理を加えると、日本語文献は大体年3、4件というところであろう。というのは、リーガルマインドと言葉が連載雑誌記事の副題として用いられ、それが複数月、複数年にわたっているからである。さらに、これらの連載記事は、大学で教育、研究に携わっているいわゆる法学者よりも、法実務に携わっている専門職者(例、企業法務担当者、知財業務担当者等)によって書かれている。しかも、日本語で書かれた文献は、2000年のミレニアム頃になると心なしか文献量が増える。それも、英(米)語の文献の動向と連動すること、つまり英(米)語圏の何か有名な文献に触発されて日本語の文献が書かれることもない。それは、1999年か

ら始まる司法改革の影響と考えると良さそうである。リーガルマインドに言及する著作の多さは、日本独自の現象である。そうであったからこそ、加藤のような発言が出てきたのであろう。

II.2 文献検索

私は、どういう意味でリーガルマインドが使われているかを、英（米）語で書かれた著書と日本語で書かれた著書を用いて比べる。英（米）語で書かれた著書を次のような記号を付ける。便宜上、アメリカ合衆国の地域で出版された著書には「米」が付けられ、日本語で言うところのイギリスの地域で出版された著書には「英」が付けられ、どちらか分からない場合と英米以外の国（例えば、オーストラリア、インド）の場合には、「他」が付けられる。英米で出版された文献を判例法圏として取り扱えばそれらを一体として扱うことが可能だろうが、それらは分離して提示される。両者の間での文献量の差があるのは、両国における法学研究の差、法学文献出版量の差だけではなく、文献情報を電子化量の差が関係しているだろう。

II.2.1 書籍

古書のサイト Abe Books.com（主に英語で書かれた古本の購買サイト、2011年5月10日時点）を利用して、legal mindに関する書籍を検索してみよう。書籍の発行年による順序は、筆者による。この文献の後の日本語での説明は、本稿で取り上げない理由を提示している。書籍に関しては、それは、筆者未入手によるか、良くないことだが、法律専門書ではないという憶測かによる。

米：Miller, Perry (Editor), *The Legal Mind in America: From Independence to the Civil War* (1962)；本著は、アメリカ法形成期の法的側面に焦点を当てた知的歴史（intellectual history, p12）の史料集である。

英：MacCormick & Birks (ed.), *The Legal Mind: Essays for Tony Honoré* (1986)

米：Spencer W. Waller, Neil B. Cohen (Ed.), *Baseball and the American Legal Mind* (1995)；未入手

米：Schlag, Pierre, *Laying Down the Law: Mysticism, Fetishism, and the American Legal Mind* (1996)

米：Gary Minda, *Boycott in America: how imagination and ideology shape the legal mind* (1999)

米：Tilt, Max, *Legal Tilt: Exploring the Legal Mind* (2000)；未入手。Abe Books.comサイトでの要約では、本書は、「リーガルマインドにある内側の眺めを提供し、交通事故を仕事の種にする強欲な弁護士という神話の正体を暴露し、それに代えてより異様で魅惑的な現実を提供する」とある。

米：Henry Dahut, *Marketing the Legal Mind : Turning New Perspectives into Powerful Opportunities* (2004)；未入手。Abe Books.comサイトでの英文概要では、企業専門の弁護士法人がどのように顧客を開拓するかに関して書かれている。

米：Howard Zaharoff, *Stump Your Lawyer: A Quiz to Challenge the Legal Mind* (2007)；未入手。

米：Davis, Robert L., *Legal Minds: Detecting Rogue Police Officers and Other Important Law Enforcement Issues* (2008)；未入手。Abe Books.comサイトでの要約は以下である。「読者は、ごろつきの警察官をできるだけ避けるかという方法に関する実際的な所見を発見するだろう。……著者達は、これらの指導基準が恐らく人命を救うことができたり少なくとも悪い不公平な警察官を避ける助けになることができたりするのを期待している。」このLegal Mindsは法的注意あるいは法的用心という意味であろう。

米 : Carmichael Calum (ed.), *The Jottings of David Daube: Reflections from the 20th Century by One of Its Foremost Legal Minds* (2008) : 未入手。

II.2.2 雑誌論文 (Google Scholarにおいてlegal mindで検索)

英 : Amos, 'The Legal Mind', *L. Q. R.* n.193, (1933)

米 : Weyrauch, *Kinsey Reports and the Legal Mind*, *11 U. Fla. L. Rev.* n.3, (1958)

米 : John R. Brown, *Electronic Brains and the Legal Mind: Computing the Data Computer's Collision with Law*, *Yale Law Journal*, Vol. 71, No. 2 (Dec., 1961). この論文では、これからの裁判では、コンピュータによるデータの蓄積と利用を図るべきであると主張しているが、本文ではリーガルマインドの言葉が出てこない。

米 : Friedman, *Heart Against Head: Perry Miller and the Legal Mind*, *77 Yale L. J.* (1968)

米 : Scheiber, *Back to "The Legal Mind" ? Doctrinal Analysis and the History of Law*, *5 Reviews in American History*, n.4 (1977)

米 : Vining, *Justice, Bureaucracy, and Legal Method*, *80 Michigan Law Review* (1981) リーガルマインドの言葉は1カ所 (p.253) しかない。裁判官の官僚化を論じる。legal mindはmindの下位部類として論じられている。

米 : Brown, *Honing the Legal Mind: The Classroom Experience*, *Stetson L. Rev.*, (1982)

米 : Payton, *Releasing Excellence: Erasing gender Zoning From The Legal Mind*, *18 Indiana L. R.* n.3 (1985) 本文では、mind (bodyと対比されるmind.p.640) が数カ所で使用されるが、legal mindという言葉は使用されていない。

米 : J.D.Grano, *Miranda v. Arizona and the Legal Mind: Formalism's*

Triumph Over Substance and Reason, 24 *Am. Crim. L. Rev.* (1987)

他（豪）：Naffine, Windows on the legal mind: The evocation of rape in legal writings, *Melb. U.L. Rev.* (1991)

米：Gjerdingen, Future of Our Past: The Legal Mind and the Legacy of Classical Common-Law Thought, 68 *Indiana L.J.* (1993) ラングデルのケイスメソッドを法史・社会史の観点から位置づけている。本文を素読したが、legal mindという用語は項目の中に使われていても文中ではほとんど使われていない。推測するに、それは、解釈を基礎づけるあるいは正当化する法思考（legal thought）と同じ意味であり、論文はその思考のイデオロギー分析である。

米：Yellott, Tocqueville, Judge Hand, and the American Legal Mind, 38 *South Dakota L. R.*, (1993) 本文を素読したが、legal mindという用語が一回しか使われていない。ここでのリーガルマインドは、裁判官が有した「破れた大義という神話」（p.291）の意識や「アラバマの有力な白人文化の集合的意識」（p.293）「戦争の集合的記憶」（pp.296,297）というような法に関する社会的意識という意味で用いられている。

米：Mixture of Race and Reform: The Memory of the Civil War in the Alabama Legal Mind, 56 *Ala. L. Rev.* (2004). 本文には1カ所しかlegal mind 出てこない。ここでは、南北戦争後の解放奴隷の憲法上権利に対する保守的法意識がリーガルマインドで示唆されている。

他：Husa, Turning the Curriculum Upside Down: Comparative Law as an Educational Tool for Constructing Pluralistic Legal Mind, 10 *German Law Journal*, n.7 (2009)

イギリス圏（英圏）とアメリカ圏（米圏）に分けた場合、検索装置ゲージルがアメリカ中心であることも関係しているだろうが、イギリス圏のそれは少ない。

II.3. 内容の検討

以下は、上の文献の幾つかを選び出し、その中でこういった意味合いであるいは文脈でリーガルマインドという言葉が使われているのかを提示する。そのことで、私の後の検討の資料及び補強材料が与えられることになる。

II.3.1.1 イギリスの文献

①Amos, 'The Legal Mind', *L.Q. R.*n.193, (1933)⁽⁵⁾

これは、英米両国の中では、legal mindに関する最も早い著作に属するだろう。本論文は、エーモス (Amos, Sir Maurice Maclardie Sheldon. 1872-1940) のロンドン大学ユニヴァーシティ・コレッジの比較法講座教授就任講義である。リーガルマインドは、専門家である法律家の特有の思考の型 (pp.28-9) と記されている。彼は、その特徴を明確にしていないが次の文章がそれにあたる。「しかし、時が経つにつれ、われわれは、作用しているリーガルマインドが、〔契約に在る〕人間的絆という単純な観念を発展させ、それをより抽象的に、複雑にそして微細にして、より一般的な〔契約の〕観念 (conception) に仕上げるのを見る。この過程は、〔一方では〕決議論的な便宜の諸考慮と〔他方では〕一貫性と論理の要求との両者の間の絶え間ない衝突を含んでいる。」(p.35)「……法律家の弁証論的な方法は、数学者の方法と強く似ている。」(p.38. 数学や自然科学との類似性については、pp.37ff. 参照。)[「……法律家は法体系の主要な建築家であるのであるが、彼らがそれを通じて国民の性格を形作ってきていると言うことは、法はその性格の表現であると言うのと同様に、少なくとも真実であるだろう。思うに、我々が同意するだろうことは、このことは、イングランドにおいて顕著に当てはまることであり、イングランドの法律家の精神 (the mind of English lawyers) —イェーリングが注目したローマ法の法律家の精神と似ている—この国の国民意識に、特に公法と憲法に

(龍法 '12) 45 - 1, 110 (110)

関連する全ての事柄に、深い影響を与えてきた。」(pp.38-9)

エーモスのリーガルマインドは、具体的事件から法的な抽象化をなして法的結論を導く論理を駆使できる、法律家集団の集団精神、専門家精神 (the group-mind, the professional psychology, p.38)、法的思考習慣 (the legal habit of thought, p.39) あるいは法律専門家の精神 (the minds of legal profession, p.47.) を指している。彼は、その欠点も認めている。それは、「……法の形成における、リーガルマインドの特有の寄与、つまりその知識層 (the intellect) のそれ特有の偏見ないし傾向がもたらす形成する影響力恐らく時には歪める影響力」である。彼がリーガルマインドに言及する時、彼は、法律構成の重要性を説いたイエーリングの『ローマ法の精神』(Das Geist des roemischen Rechts) をかなり意識し参照している (pp.35,37,39)。『ローマ法の精神』が概念法学的であるとすれば、エーモスのリーガルマインドは、概念法学の方法論の影響を受けた法思考を共有する法律家に特有の集団精神と言える。⁽⁶⁾

文献検索を頼る限り、エーモス以後、イギリスではリーガルマインドという表題がついた著作は、久しくなく、⁽⁷⁾ 次に検討する書物まで飛ぶ。この間、アメリカでの文献でリーガルマインドという言葉がついている著作が出るのとは対照的である。

②MacCormick and Birks (ed), *The Legal Mind* (1986)

この著作の中の諸論文でも、リーガルマインドが定義または説明されている箇所が少ないので以下のように推測せざるを得ない。著作の題名は、オノレの法哲学的、法史的、ローマ法、私法、刑事法研究といった多面多様な法研究を表わすために『法的知性』あるいは『法的知性人』といった意味で使われている。⁽⁸⁾ この意味で、リーガルマインドは、意図的に包括的で、曖昧さをもたされている。編者序では、リーガルマインドと

いう用語は次のような文で登場する。文あ「法文の研究において、彼（オノレ、Honoré）のラテン語、リーガルマインド一般の諸習慣（the habits of the legal mind in general）、特定のリーガルマインドの個別性（the individuality of the legal mind in particular）に対する感知力」（p.v.）。文い「オノレを頌えるため、そのリーガルマインド（the legal mind）の少なくとも幾つかの側面を説明すること程、良いものはないだろう。」（*ibid.*）。文「い」に関しては、その前の文で、彼の思考と書かれているところからすれば、法思考に近いであろう。文「あ」は、後の文「う」と関連すると考える。当該著作所収論文は、（文う）「多くの法体系において基本的重要性をもつ諸々の制度と諸概念、リーガルマインドの主要諸カテゴリー（the major categories of the legal mind）に関する分析と考察」（*ibid.*）に関係すると書かれている。それらは、Digest 23.2.6に関する婚姻の成立についてのものであったり、同じくローマ法上のCondictioであったり、イングランド土地法とOwnershipの関係であったり、キケロが報じている用益権に関する訴訟の再考であったりである。推測するに、リーガルマインドは、法律家の思考（様式）に近い。ここでのリーガルマインドの用法は、英語を母語としていない私にとって、その語のもつニュアンスをとらえきれないので、曖昧なまま残る。

本書には、legal mindという言葉を含んだ論文が2編ある。一つは、Cairns, The Formation of the Scottish Legal Mind in the Eighteenth Century: Themes of Humanism and Enlightenment in the Admission of Advocates. である。この論文は、法律家の資格取得に必要な基礎的知識を論じ、それを通じて、スコットランドという地域のある時代の知的背景（p.265）、文化的環境（pp.271, 272. 出自も含む）を明らかにしている。この論文でのリーガルマインドとは、法専門家の幅広い基礎的知識と法知識（p.258. ただの蓄積ではない）と応用力であろう。その内容は、教養的な学問（polite science. p.263.）、他学問の修得であり、とりわけ大学での教

（龍法 '12）45・1, 112（112）

育を無視しないことであった。それは、後述のアメリカや日本での多くの使用法とは異なり、法的推論に関連するものとしてのリーガルマインドという意味では使用されていない。

他の一つ論文は、MacCormack, *Law and Punishment: the Western and the Traditional Chinese 'Legal Mind'* である。この論文もリーガルマインドを明確にしているわけでもないし、この言葉を殆ど利用していない。利用されている箇所では、「西洋の法的知性のある人 (the Western legal mind)」(p.235) という意味か、あるいは、使用されている語の前後関係からリーガルマインドは、政治イデオロギー、道徳理論、ドクトリン、思考 (thought) と同類の意味かそれを包括する語として使われている (p.249)。

論文の題名には出てこないが、リーガルマインドを多少とも明確にして使用する試みに、Rodger, L. *Fufius—Another Undeserving Winner* がある。その論文の最初と最後にこのような文がある。「トニー・オノレが称賛するリーガルマインドは、彼自身のそれと同様である。明晰で、整然としており、理性的である。そのようなマインド (minds) をもつ法律家は批判的であり、法が愛するに値する時のみ法を愛する。さらに、オノレは、高等教育機関の法律家、立法者と共に (幸運にも実務家は免除される) 法を整序しそれを良い状態にもっていくことが彼らの使命である集団の構成員、であることを誇りにしている。」(p.185)「結局リーガルマインド (Legal minds) は変化する。それは必ずしも良いものへと言うわけでない。もし近代のローマ法研究者が、この紛争後程なくして解釈の基準において一般的推移があり、注意が事件の個別の諸事情により向けられてようになったと考え、彼らが正しいとするならば、〔元来ローマ法学者との〕接近方法の異なりがないとは言えないだろう。」(p.201) これととも、リーガルマインド固有の特徴を捉える目的で説明されたものではないだろう。⁽⁹⁾

II.3.1.2 イギリスの文献のまとめ

結論的に言うならば、イギリス圏の論文の場合、検索を信頼すれば、リーガルマインドという言葉の使用頻度は低く、時期的にも散発している。その意味内容も固まっている訳ではないが、否定的な意味で使われる場合が少ない。意味が固まっていないから、学術論文での題に採用されなかったかもしれない。G・ライル、坂本百大、宮下治子、服部裕幸共訳『心の概念』（原題 *The Concept of Mind*, 1949）、411ページによれば、ライルが反対する古い学説では、「『心』mindや『心的な』mentalという言葉は、『知性』intellectや『知的な』intellectualという言葉の同義語として用いる習慣が広く存在している」。それを参考にすれば、文献②でのMindの使用法も、ライルの著書と②の年代差を無視すれば、ある程度理解されうるだろう。

II.3.2.1 アメリカの文献

上述のGoogle Scholarの検索装置を利用すれば、論文以外に引用として掲載されている著作にFuller, *Legal Fictions*があげられている。この本は、1967年に出版されているが、初出は、*Illinois L.R.*, vol.25 (1930-31)である。フラーは、*The Morality of Law*でもlegal mindという言葉を使っており、アメリカ圏では比較的早くその言葉を使用した法学者である。

Legal Fictions, pp.17-8に、the well-trained legal mindがある。大塚滋訳は、「よく鍛えられたリーガル・マインド」となっているが、⁽¹⁰⁾「よく訓練された法的知性の人」と訳しても良いであろう。*Ibid.*, p.88でも、the legal mindが使われるが、私は同じように人を指示するものとして利用されていると考える。大塚訳を載せておく。「法的帰結をできる限り『当事者の意図』に依るものとして取り扱おうとするリーガル・マインドが有する傾向はたぶん一般的擬制と呼べるであろう。」⁽¹¹⁾

後年の著書*The Morality of Law* (1964) でもthe legal mindの語が利

用されている。文献⑧での引用が、その存在を知らせる。ここでは*The Morality of Law*, p.4の文をJ.D.Granoの引用文よりも長く訳しておく。「トーマス・リード・パウエルは、次のようなことをよく言っていた。もし、何か他のものと関連づけられているその何かを、それと関連づけられている他のものを考えることなしに、考えるならば、あなたはリーガルマインドを持っている。この場合で、私には次のように思われた。リーガルマインドは、法について考えるのに精一杯で、法が結びつけられたり区別されたりしているところのもの (the thing) を調べずに放っておくことに甘んじている。」⁽¹²⁾ フラーにはリーガルマインドに新たな意味や説明を見いだそうとする意図がないかもしれないが、前者が実質的に書かれた1930-31年時期と後者が実質的に書かれた1963年時期の時の隔てが、彼がこの言葉に与えた意味合いなし意義の相違を示している。前者では、知性 (intellect) を制御するものとして「精神」が使われており、⁽¹³⁾ 精神mindは、人間の身体活動とは区別される精神活動ないし心的活動を表わすものとして利用されている。後者になると、リーガルマインドは、法的意味合いを濃くするだけでなく批判的な意味合いが付与されている。後者における彼の考えには、ホームズやアメリカ・リアリズム法学の影響があったことが伺われる。

以下、私が入手できたアメリカで出されたリーガルマインドに関係する著作と論文でリーガルマインドに関する部分が、紹介される。

③Weyrauch, Kinsey Reports and the Legal Mind, 11 *U. Fla. L. Rev.*n.3, (1958) この論文は題名にthe Legal Mindを使用しているが、論文中にはその言葉が出てこない。推測するに、リーガルマインドは、夫婦の性行動に起因する法律問題に関する裁判所の見解という意味である。裁判所の見解は、変化する性道徳を考慮していないという批判が含まれている。つまり、リーガルマインドは、事実を考慮しない思考という意味で使われてい

ることになろう。

④Friedman, *Heart Against Head: Perry Miller and the Legal Mind*, 77 Yale L.J. (1968) 本論文は、Miller, *The Life of the Mind in America: From Revolution to the Civil War* (1965) の書評である。Millerの書物は、上掲の書とは別であり、筆者未見である。Friedmanは、リーガルマインドについてこう言及している。「完全に研究すれば、それは、また、一枚岩的なリーガルマインドの観念を捨て去らなければならないだろうし、その代わり、(恐らく) 宗教、(よりありうることとして) 階級、そしてまた起こりうることとして都市の大きさと実務慣行の性質によって区別された諸マインドの組を認識するに違いないだろう。」(p.1257) ここでは、リーガルマインドという語に、宗教や階級といったものに規定された法律家のイデオロギーという意味が与えられている。

⑤Woodard, *The Limits of Legal Realism: An Historical Perspective*, 54 *Virginia. L. R.*, (1968)

この論文は、副題を含む論文題にlegal mind と言う言葉が出てこないが、Google Scholarの検索で拾い上げられる文献である。この論文は、リーガルマインドを比較的詳しく分析しており、本稿の課題に役立つ。彼は、「リーガルマインドの崇拜者 (The Cult of the “Legal Mind”)」という項目を設けて論じている。「……法律家は、非常に初期の頃から、彼らの執務努力に特有の困難性と深遠性に対してマゾヒスト的とも言える快を得ていた。……〔原文改行〕リーガルマインドへのこの専門家の誇りは、ただ部分的にのみギルドの伝統に由来した。」(p.719)「法学教育に関する現代の論争は、私が考えるに、専門家の独特な地位に対する誇りや『リーガルマインド』の諸長所を開発するという過度な専念に支配されるべきでない。逆に、それは、次のことを真剣に考慮することから始めるべきである。リーガルマインドは他のよく訓練されたマインドとどのように違うのか。これらの相違がもしあるとすれば、それらは、強調されるべきかそれ

とも極小化されるべきかどうか、法学教育は、どのようにして、他の学問分野が用いている諸技術 (techniques) を利用することによって豊かにされ拡張されるのだろうか、そして、取り分け、どの程度まで法学教育それ自体は、他の社会科学に吸収 (もしあなた方が望めば『統合』) されるべきかである。」(p.721) 英米でリーガルマインドを強調する素地は、コック (Coke) に見られるように近代の初めから始まっているが、それが完成型に近い形になるのは、アメリカではラングデル (Langdell. 1826-1906) と彼の弟子エームズ (Ames. 1846-1910) によるケースメソッドである。⁽¹⁴⁾

⑥Scheiber, Back to "The Legal Mind" ? Doctrinal Analysis and the History of Law, 5 *Reviews in American History*, n.4 (1977)

本論文は、Horwitz, *The Transformation of American Law, 1790-1860* (1977) の書評で、この書評で使われているリーガルマインドという語もホーヴィツに由来する。書評ではこう書かれている。「ホーヴィツは、そのよう現象を、あるイデオロギーの諸前提、諸領域そして学説的内容を際立たせる『ニューイングランドの精神』ないし『リーガルマインド (the legal mind)』として定義した精神史 (intellectual history) のより初期の伝統の中で書いた。」(p.465) このリーガルマインドの意味は、Friedman の説明と同じである。

⑦Brown, Honing the Legal Mind: The Classroom Experience, *Stetson L. Rev.*, 1982

この論文題を日本語に訳せば、それは「リーガルマインドを磨くこと。ロー・スクール教室での経験」となる。この論文は、ロー・スクールの第1年次生に焦点を当てた法学教育論であり、本稿としては格好の論文である。本文では、legal mindという言葉は出てこない。それに近い言葉として、「法的に訓練された精神 (the legally trained mind)」が2カ所で使われている。一カ所は、こうである。「法的に訓練された精神の品質保証書である推論技術 (Reasoning skills) が、法の専門家を特徴づける。不幸に

も、これらの技術は学ぶには難しい。さらに、それらは、しばしば、大学の学部教育者によって無視されている。……〔原文改行〕様々な程度の論理、直観そして説得力が、人々の推論技術を作り上げる。」(p.660) 他は、「自己信頼は法的に訓練された精神の品質保証書」(p.665) である。この論文は、アメリカの法学教育の一環としてのケースメソッドを肯定的にも否定的にも言及していない。この論文は、後で見る日本のリーガルマインドの用語に近い形で「法的に訓練された精神」を使っているが、そこには日本語の使用法との違いが指摘されよう。1。学部教育と実務法律家教育の違いが明確に意識されている。2。それ故、分析技術と意見伝達技術 (p.667) が重視され、教育技術としては、議論や意見交換を中心とするソクラテック・メソッドの重要性が指摘されている。

⑧J.D.Grano, *Miranda v. Arizona and the Legal Mind: Formalism's Triumph Over Substance and Reason*, 24 *Am. Crim. L. Rev.*, (1987)

この論文は、ミランダ判決に批判的な立場から書かれているが、素読した限り本文ではLegal Mind という用語が出てくるのは一カ所である。その箇所、Legal Mindが、説明されている訳ではない。「理性でないものは法であるべきでないということを反駁する時、ミランダ事件は、近代のリーガルマインドをそしめる人々に対する証拠として存在する。」(p.246) 著者は、ここで二つ（とそれに関連する）の文献を挙げているが、その一つに上述のFuller, *The Morality of Law*, p.4の文がある。著者Granoによれば、リーガルマインドとは法のみを考えて、法以外の考慮すべき事柄を考えない法律家の思考が意味されている。リーガルマインドという言葉は、この引用後、殆ど用いられていないが、著者によって、その後には文脈上負の印象を与えられている。具体的にはこうである。「ミランダ判決は、否定されるべきである。その理由は、その判決が、悪い憲法上の法でありまずく (iii) 考えられた政策を表わしているだけでなく、形式主義の法学 (a jurisprudence of formalism) を作り出したからである。」(p.267) 「真 (龍法 '12) 45・1, 118 (118)

の憲法的関心から離れた法の文言に固執する原則 (balack letter principle) の罫は、そう簡単に逃れられない。」(p.275)「彼らのミランダ判決の機械的法学への忠誠において……」(p.287)

⑨Yellott, Tocqueville, Judge Hand, and the American Legal Mind, 38 *South Dakota L. R.*, (1993)

リーガルマインドは「本論文は、なぜトクヴィルが、狭い迷信的なくずぐずしたリーガルマインドを自由の防波堤と呼んだかを検討する。」(p.101)「これは、もちろん、トクヴィルが法律家の何を好んだのかを正確に要約している。つまり、彼らが、個々の事項に結びつき、先例に没頭し、社会的正義という広範な観念を嫌っているということであるトクヴィルにとって、リーガルマインドの短所は、その長所である。エドモンド・バークはかつて次のような皮肉を言ったと言われている。『法は精神を狭めることで精神を鋭くする。』トクヴィルが是認したのは、正にこの狭い鋭さである。」(pp.108-9)

この引用も同様にリーガルマインドに負のイメージを与えている。

⑩Schlag, *Layind Down The Law, Mysticism, Fetishism, and the American Legal Mind* (1996)

ポストモダン派脱構築主義のシュラークは、より徹底的に現代の法理論を批判する。難解な彼の法理論は別に取り上げられる必要があろうが、ここでは彼のリーガルマインドという言葉の意味使いを検討するだけである。⁽¹⁵⁾ 問題を限定した場合、彼の理論は、アメリカン・リーガル・リアリズムのような色彩を帯びているが、基礎となる彼の理論はそれと異なる。「……法は、決定者が正しい (correct) 結論に達するために、通約不可能な諸善 (……) を釣り合わせるができる何らかの技術 (technique) ないし技能 (faculty) が存在すると信じることを要求する。法は、そのような釣り合っている諸決定が十分大きな共同体 (つまり市民) あるいは十分啓蒙化された共同体 (つまり法専門家) の間で間主観的に有効であるの

で、それらの決定は適法的 (legitimate) であると信じることを要求する。〔原文改行〕知的エリートの間で、そのようなことを信じるには、特別なマインドを要する。それは、リーガルマインド、すなわち何年もの骨の折れる訓練を通じて完成可能になるマインドを要する。」(p.7)

法学者が裁判官の思考と一致させることは、「その結果、知的探求が、当該権威の共同体の中で保持されているとみなされている規範的出発点、回路、目標到達点に従属しそれらの導かれることになる。さて、もちろん、アメリカの法思考の非常に多くは、口調としては全く『批判的』である。……しかし、覚えておくべき重要なことは、この批判主義は非常に狭い線に沿って生じており、この批判主義のほとんどが、アメリカ法の基礎にあると広くみなされている基本的存在論的形式や形式秩序や望まれる終末論に揺さぶりをかけていない。」(pp.136-7)

シュラークが、リーガルマインドを、the legal mind (pp.82,144.) という定冠詞付きで用いている場合、法専門家というように人を指しており、定冠詞なしの場合は、法思考に近い意味で用いられているが、法思考よりも辛辣な批判・非難の意味が込められている。

⑪ Gary Minda, *Boycott in America: how imagination and ideology shape the legal mind* (1999)

この本の前書き (preface) は、この本は、判決は形式論理から引き出されるということを否定した、アメリカ・リアリズムや批判的法学の立場で考察していると書いている。例えば、彼は、集団拒否行動 (boycott) の事件のように裁判官の判断が異なる事件を分析する時、このように書く。〔「裁定するという」この役割が、眼前の事件に裁判官の想像的 (imaginative) そして理性的能力をもたらしように彼らに要求すると考えられる。リーガルマインドの想像的性質なるものを我々が語りうると仮定すれば、それは、特定の文脈、特定の文化、そして独特の制度的背景の結果である。〕(p.78)「学者の文献で欠けているものは、次のような説明で

ある。どのようにしてリーガルマインド（を持つ人）が、動態的で常に変化する文化的設定と実践という数え切れない規範的仮定の背景から意味を作り出すために、比喩的な理由を使うかであり、どのようにしてそのリーガルマインド（を持つ人）がこれらの非常に議論の起こりうる政治的仮定を秘密裡においておくのかである。」(p.181) この場合、文脈上、the legal mind を法的知性ある人と訳しても良いかもしれない。

「リーガルマインドは、このように、堆積している文化的背景イデオロギーと結びつけられている。この背景は、二つの原則的源を持っている。裁判官は中立的決定創造者であるという考えは、リーガルマインドの想像的過程を可能にし、拘束する。裁判所のイデオロギーは、他の想像的可能性を熟考するリーガルマインドの能力を拘束する。リーガルマインドは、また、中立的な決定創造というイデオロギー的諸選好を正当化しそして隠す隠喩的な転移というイデオロギーによって堆積化される。」(p.214) 「無視されていることは、次の可能性である。つまり、裁判官のリーガルマインドは法の運用にとって枢軸の事実であり、法的文化のイデオロギーは、その精神が想像的に日常の世界の意味を形成する方法を形作る。」(p.215) 「いかにして法的想像とイデオロギーがリーガルマインドを形作るかを理解することが、様々な文化の他のイデオロギーの法的承認を与えるために、裁判官の仕事で彼らが使ってきた古い隠喩の代わりに新しい隠喩や新しい意味を発展させる手がかりを与えるだろう。リーガルマインドのイデオロギーは、みてきたように、スティーヴン判事が我々に警告したように隠喩的な爬虫類である。」(p.217)

「法思想家 (legal thinkers) が、集団拒否行動の判例法における隠喩的な推論の重要性を理解するならば、彼は、集団拒否行動だけでなくリーガルマインド自体に対しても新しい批判的姿勢を仮定して良いだろう。このことをするためには、本章の題辭でジェローム・フランク (Jerome Frank) がはっきりと理解していること、つまり裁判官は誤りやすい想像

を持っている誤りやすい人間であると認識しなければならない。それ故に、どのようにリーガルマインドが働くかのより明確な理解を展開する必要がある。本書で、私は、認識理論とイデオロギーとの結合がどのようにそのような理解を与えるだろうか示そうと試みた。」(p.219)

ミンダの使用するリーガルマインドは、脈絡的には、裁判官に限定されており、それは認識理論だけではなく、認識理論とイデオロギーとの結合とされている。⁽¹⁶⁾

II.3.2.2 アメリカ文献のまとめ

検討した文献は少ないが、アメリカの法学文献の一般的な傾向をまとめれば、リーガルマインドは、2つの使われ方がある。一つは、リーガルマインドは、ケースメソッド教育の核心を示す用語として使われている。もう一つは、精神的あるいは思想史的あるいはイデオロギー的理解の中で位置づけられる。

前者の意味でのリーガルマインドは、⑤Woodard, *op.cit.*, p.701 n.25 で引用されているMemoir of James Barr Ames, in *Lectures on Legal History* 3, 8-9 (1913) においては、批判的な意味を持っていない。「偉大な論理学者であったラングデルが、学説を教えるのにその歴史的発展を通じてであったというのは奇妙な事実である。偉大な歴史学者であったエームズは、法を主に哲学的体系として教えようとした。エームズの方法は、はるかにより良く学生の要求に適しており、それを用いて、彼の学生の中に『リーガルマインド』を築き上げるのに成功した」。⁽¹⁷⁾ その後、アメリカでは、時代変化に対応できないロー・スクールの硬直化したケースメソッド教育に対する批判⁽¹⁸⁾の言葉としてリーガルマインドが使用されるようになる。プラグマティズム法学とリアリズム法学が、ケースメソッドに対して批判を展開する。前者を代表するホームズ (Holmes.1841-1935) は、「法の生命は論理にではなくて経験にある」。⁽¹⁹⁾ と言うことで、健全な (何が健全 (龍法 '12) 45 - 1, 122 (122))

かは今は問わない) 判決は論理にだけ依拠するのではないと主張し、後者は、論理的な法適用過程は現実の法適用過程を表わしていないと主張した。ケースメソッドに関して使われたリーガルマインドは、法学を他の分野の学問から切り離し、法の規則でのみ完結させた思考として負のイメージをもって語られる。リーガルマインドという言葉は、このような批判の言葉として用いられるようになる。前述のように、フラーの時を隔てた著作が、それを示している。

時代を経て、批判的法学研究 (Critical Legal Studies) がその言葉を支配者層の法的イデオロギーとして理解し利用するようになる。そして、この意味でも、リーガルマインドは批判の意味で用いられる。例として、文献⑪からの文をあげておく。「……裁判官は拒否行動事件の問題を驚く程思慮なく取り組んでいる。彼らは、集団拒否行動事件をイデオロギー色のない客観的基準の下で解決できるとみなしている。」(⑪p.179.)

前者のリーガルマインドがあるからこそ、それを中心とした法学教育・研究を批判的に捉える立場としての用語として後者が出てきていると言える。法律専門家達のイデオロギーとしてリーガルマインドをとらえる論者の中には、それを近代の現象としてその淵源をコック (⑤⑩) まで遡らせている者もある。この場合、リーガルマインドを有するとされる人の範囲は限られる。

日本でリーガルマインドが論文題になる頃には、アメリカの法学文献では、その語は法学や法律家の閉鎖性や法の虚偽性を示すものとして用いられるようになった。

Ⅲ 日本語の文献

Ⅲ.1.1 文献

リーガルマインドという題や副題が付けられた日本語文献の多さは、そ

の言葉の使われ方の探求を関してのっけから人をたじろがせるには十分である。ここでは、私は、山本満雄の著書『リーガルマインドへの挑戦』（1982年）を手がかりにする。マガジンプラスを基にしては確実なことは言えないにしても、この山本の著書が1982年8月に出版されて以降、多くの人がこの言葉を用い込んでいるのは偶然とは思えない。⁽²⁰⁾ 恣意的選択かもしれないが、私は、山本の著作から日本語でのリーガルマインドの使われ方を検討し、その後、若干の文献を、主としては題名（副題）にリーガルマインドがついておりそれがその言葉の意味内容に触れている文献を選択し上述と同じ視点から検討する。

⑫山本満雄『「リーガルマインドへの挑戦」』（1982年）

文ア：山本は、『リーガルマインドへの挑戦』で「リーガルマインド」という項目を設けてこう書いている。「……〔論文式答案で〕『納得のいく』とか『優秀だ』と思わせる根拠は、これらの答案のどこにひそんでいるのか、その基準は何なのかをつかみたいとも思った。〔原文改行〕一つの方途は、法的思考とかリーガルマインドといわれているものの特性を明らかにして、どういう要素が法学論文に求められるかを探っていくやり方であつたろう。しかし、この道をとるには、最初ためらいがあつた。それというのも、リーガルマインド等のコトバは、どちらかというとなら法曹人でない人びとが法律学の素養を持つ場合に目ざすべき目標であるかのように思われたからだ。たとえば、『大学における法学教育の目的は法の知識を与えるのではなく、リーガルマインドを養成することにある』とか『法律専門家に必要な法の解釈などの細かい知識を覚えることよりも、法的なものの考え方を体得させることに教育の主眼がある』等と強調されるのである。〔原文改行〕ここで述べられているリーガルマインドは、法曹人に期待される法の解釈・運用能力とは別の何物かを指しているように思われる。……中略……

……田中〔英夫〕先生は、アメリカの法律学教育でとられているケースメソッドを紹介し、『その最大の長所は、何よりも学生のリーガルマインド——法的思考方法——を養成するに適していることがあげられる』（『実定法学入門』第二版、東大出版会、二七四ページ）。〔原文改行〕と述べておられる。

この規定のし方によれば、リーガルマインドという言葉は、その母国アメリカにおいては端的に『法的思考方法』のことであり、法曹専門家養成機関の教育目標となっている、と推定できる。

この推定を土台にすると、日本で説かれる場合にリーガルマインドについてまわる不透明さがなぜ発生するのか、わかってくる。人間の行なうさまざまな思考方法のうち法的なそれに特有な性質があるに違いない。それが典型的にあらわれるのは法曹人に要求される思考方法であり、アメリカでいわれているリーガルマインドの内容こそそれであろう。ところが日本では、リーガルマインドという言葉は法学部学生教育の教育目的を示す用語となっており、アメリカの場合のように狭く限定することができない。そこで、各先生は典型的な内容を頭の一方におきながら、そのどの部分を法学部教育にもり込むべきか調和をはかりながら発言をされることになっている、と。

こう考えると伊藤正己先生の叙述も理解しやすくなった。先生は一方で、リーガルマインドを総合的判断をなしうる能力という、やや漠然とした表現を与えながら、同時に『コーク（Coke）のいう自然的理性と区別された技術的理性』という表現をも併用しておられる。（『法学会案内』三ページ）。〔原文改行〕この『技術的理性』とは、戒能通孝先生の表現に従えば、『天然の理性』に対立する『後天的な理性』であって裁判官がそれによってコモンローを発見するものとされ（『裁判』岩波新書、二三ページ、三七ページ）、法曹専門家に求められる思考方法のことと解される。

だから、日本でリーガルマインドについて述べられた文章のうちにはい

くつかの要素が混在しており、その中で、法学の技術的性格を強く感じさせる部分に本来の法的思考の内容が顔をのぞかせていると考えてもよさそうであった。」(128-131ページ)

文イ「リーガルマインドの近似模型 この章で述べた高次概念セットと擬似公理系との交錯という型に整理することによって、法的思考過程を担っている、術語、手法等が見通しよくとらえられると私には思われた。裁判過程で重視されるいわゆる事実認定問題はこの射程に入っておらず、価値判断と事実判断をどう論理的に結合すべきか(12章)という重大問題も未解決ではある。けれども受験生が、テキストを理解する上では有用な分析用具となると思われた。私には大いに役立った。一種の「リーガルマインドの近似模型」といい得よう。〔原文改行〕ただ、この模型を直観的図式的につかむことはむづかしい。何故か。それはこの模型の多次元性に由来するのではなからうか。〔原文改行〕擬似公理系を考えよう。これは法文を底辺としている。法文に定められた要件・効果を、『便覧』等で系統図式に表示されているように少なくとも二次元の以上の平面ないし立体に展開できる。その上に媒介関係、東関係等が導入されるから、擬似公理系は、少なくとも三次元以上の言語集団の空間である。」(208ページ)

文アは、日本のリーガルマインドの使い方の曖昧さを的確に指摘している。山本は、アメリカでの法律専門家養成の高等教育機関の教育目標から日本では法学部の教育目標に上げられたことに疑問を感じている。その原義を求めて先達の文献を参照する。その結果、山本は、いわば、法律専門家養成の高等教育機関で行なわれるべき、判例を含めた形での法学的思考をリーガルマインドと定義している。この点でも、山本はケースメソッドの特質を的確に捉えている。彼が、田中英夫を参照にしたのも正しい。⁽²¹⁾その上、山本は、私の考えでは後述のように性質の異なる伊藤と戒能の「技術」を、法的思考の中に押し込めて考えようとした。

文イについて。山本はリーガルマインドの近似模型を疑似公理系という言葉で特徴づけている。概念法学が数学のような公理主義的体系を目標としていたと考えれば、⁽²²⁾ 山本のリーガルマインドの考えに、文アよりも一層強く概念法学的要素が入ってきている。

⑬山本満雄『リーガルマインドへの挑戦 パートⅡ』（1986年）

山本は、「活動態でのリーガルマインド」という概念を導入する（5ページ）。『リーガルマインドへの挑戦』で述べられたリーガルマインドは、試験合格のための座学であるので「静止態でのリーガルマインド」と名付けられよう。「活動態でのリーガルマインド」は、山本によってこう説明されている。「事実分析と法解釈上の知識……が並行して作用していること、これが法律家らしい思考（リーガルマインドといってよかろうが）の根底にある特徴だと思われる。」（44ページ）そこでは、「心証の持つなまなましい特殊性を法律概念の担う普遍性に移すこと、いわゆるリーガルマインドは普通の人間の意識活動のある特殊化された形態であること、その特殊性は集中的には法律学の『知識』として法律学的諸知識に潜んでいることを、私はあらためて確認したい。」（148ページ）「私がいんでいる推論——法学的概念を用いる推論こそがリーガルマインドの中核部分である……。」（156ページ）「証拠から得られる心証を、なまの事実と混合しないほうが、人間らしいのではなからうか。そうだとすると、当事者の主張を当事者の提出した証拠で吟味するという原則を、そう簡単には放棄しえない。やはりこのような態度は、リーガルマインドの一つの構成要素といえるべきものであろう。」（169-170ページ）。

司法試験受験生の体験を基にした『リーガルマインドへの挑戦』と司法修習生の体験を基にした『リーガルマインドへの挑戦 パートⅡ』では、山本が指摘しているようにリーガルマインドの内容が、法解釈から法適用へと変化している。山本が生存していて弁護士の体験を基にしたパートⅢ

を書くならば、「活動態でのリーガルマインド」の展開としての「実践態でのリーガルマインド」が書かれた可能性があらう。山本の遺稿が友人によって書物にされた『リーガルマインドへの挑戦 パートⅡ』『あとがき』で次のような逸話が書かれている。「裁判における（弁護士における）論理を解明するには、これまでの三段論法ではだめだ。弁護士は相手の持っている証拠の内容まで、予測しながら、証拠活動をすすめていく。このような裁判過程を論理的に解明しようとすれば、この証拠の内容と量、相手方の訴訟活動の進展、これらを時間的かつ総合的に組み入れる論理学が必要だ」（359ページ）。彼は、これらのリーガルマインドに共通する要素を論理性に見ている。リーガルマインドとは、実務法律家に必要な法学・法実践に関わる論理を遂行できる理知的能力ないし知力と言えよう。山本は、実務法律家になって事実の重要性を自覚し始めているが、なお基本的には概念法学の発展型の思考に依存している。

『リーガルマインドへの挑戦』（⑫）における山本の考えに異論を挟んだのが、その著書の「はしがき」を書いた田中成明である。田中は、リーガルマインドを法的思考とほぼ同じとした上でこう記す。「著者〔山本〕は、形式論理を基準として、幾何学・物理学などとの類比によって法的思考の論理的特質を分析するというアプローチをほぼ一貫してとっている。私自身は、このようなアプローチだけでは法的思考の核心的な特徴をとらえることができるかどうかについては、根本的な疑問をもっている。」（3-4ページ）田中は、自己の法の解釈・適用理論を『法的思考とはどのようなものか——実践知を見直す』（1989年）で、山本の論理学志向に対置する実践知を法的思考の特質とした。田中は、この著書で、リーガルマインドを法的なものの考え方と言い直しており、リーガルマインドという言葉余り使っていない（i, 2ページ）。田中『法的思考とはどのようなものか』に立ち入るのは、本稿の課題ではないが、両著者の意図の違いも注意すべ

きである。山本満雄『リーガルマインドへの挑戦』そして後述の反町勝夫がリーガルマインドを叙述する際に最初念頭に置いていた（旧）司法試験受験者向けの法学的思考法であるのに対して、田中は実務法律専門家の思考に焦点を当てている。もっとも、山本の『リーガルマインドへの挑戦 パートⅡ』も論理に重点を置いているので、田中の指摘はなお当てはまる。⁽²³⁾

⑭反町勝夫

（株）東京リーガルマインドの創立者反町は、リーガルマインドをこう説明している。彼は、リーガルマインドを法的思考過程と言い換えている。⁽²⁴⁾ 彼によれば、法的思考過程は答案に反映される。別の箇所で、リーガルマインドはこう説明される。「〔旧〕司法試験法第五条は、『第二次試験は、裁判官、検察官または弁護士になろうとする者に必要な学識およびその応用能力を有するかどうかを判定することをもってその目的と』する、とある。『必要な学識』とは、legal knowledgeであり、『その応用能力』は、legal mindである。論文試験は、legal knowledgeを基礎にlegal mindをテストするものである。〔原文改行〕実務法律家は、生の実事から、それを解決する条文上の要件事実該当する具体的事実を抽出する技術を習得することが、まず必要である。そのために、論文試験もそのような実務法律家たるにふさわしい基礎的能力を試験によって判定しようとするものである。したがって論文試験では、条文を起点にした法律構成……が合否を決する最重要部分になる。」（118ページ）「……この狭義のリーガルマインドの中身は、要するに基本の諸原理（P）を起点に条文の要件事実を幾何学のように論理の切れ目なく、連続的に組立てるその法技術である。」（119ページ）

反町は狭義のリーガルマインド＝応用能力に対して広義さらには最広義のリーガルマインドも簡単に説明している。広義のリーガルマインドは、「実務専門家にとっては必要不可欠であるが、受験生に要求するのは酷で

ある」要素、「C（結論）からみてS〔条文に示される要件事実〕の内容を修正し、紛争解決に適したもの」（119ページ）にすること、が加味されたものである。最広義のリーガルマインドは、狭義と広義のリーガルマインドを含んだものと理解されている。反町の狭義のリーガルマインドは、山本のリーガルマインドと近似性をもって語られるが、実務家になると法の適用を考えなければいけないので、リーガルマインドの意味幅が広げられる。

⑮渡辺洋三『法律学への旅立ち——リーガル・マインドを求めて』（1990年）

渡辺はリーガルマインドという言葉をも末弘厳太郎（1888-1951）から学んだとした上で（2ページ）、リーガルマインドを次のように説明する。「一つは、法律問題は、……世の中の実際の社会生活に即して法律を理解しなければならない、ということである。……あるいは、実際の世の中の具体的問題をはなれ、またはこれを抜きにして、ただ法律の条文だけを突っつきまわすような学問は、単なる『ことばの遊び』のようなもので、本当の法律学とは言えない、ということになる。……

もう一つは、その『法律問題』を見る法律家の『目』が決定的に重要である、ということである。……法律を運用する法律家の目が正常で健全でないと、『法律問題』の所在が歪んだり曇ってしまうことになる。そこで正常で健全な目をもった法律家を養成することが法律学の目的となる。〔原文改行〕さて、それでは、『正常で健全な目』とは何かということが問題になるが、これが分かれば、実は、もう法律学を卒業したようなものである。」（2-3ページ）

渡辺は、「法律学と法律学教育」という章の1節を「法律学教育とリーガル・マインド（教養法学）」と名付け、リーガル・マインドを教養法学としている。また、「検察官のリーガル・マインド」、「裁判官のリーガル・マインド」という言い方もされている。⁽²⁵⁾ 渡辺は、本書で頻繁にリーガル

マインドという言葉を使っているが、その意図は、「法の支配」あるいは「近代法の精神」が日本に根付くことを願ってである。⁽²⁶⁾ 渡辺の言葉の使用法は、フラーが『法と道徳』(*The Morality of Law*)で見られるアメリカの使用法と正反対の極にあると同時に、リーガルマインドの対象者を拡散させている。

⑩加藤一郎「リーガル・マインドについて」『法学教室』133号(1991年10月)

「ところで、日本の法律の先生方がリーガル・マインドというのは、法的な・ものの考え方の中で、法律の解釈とか適用とかの基になるような考え方だと思います。私は、リーガル・マインドというのは、簡単にいえば、物事を筋道を立てて考えることだと思います……。」(27ページ) 加藤は、リーガル・マインドを分析、総合された事実条文を当てはめ論理的に結論を出すことだと説明するが、これをリーガルマインドに特有だと考えていない。

⑪竜崎喜助「法学部というところ(二)」『白鷗法学』第2号(1994年)⁽²⁷⁾

この論文の表題にはリーガルマインドという言葉が出てこないが、リーガルマインドという用語の日本での使用の歴史を紹介し、竜崎の説明がなされている。竜崎によれば、「日本ではこのリーガル・マインドという言葉だけが独り歩きし、ケース・メソッドを抜きにして自己主張を始めるようになる。」(186ページ)「リーガル・マインドという言葉が示すように、『思考』だけに限らず、論争や問答に伴う感情、認識、戦略、迷い、決断、闘争、妥協等の複雑な心的作用や、議論の作法を含んだ全人格的なものではないか。それは意識的なものばかりでなく無意識的なものも含むのではないか。」(196ページ)

⑫駒村圭吾「リーガル・マインドをめぐる」『白鷗法学』第2号(1994年)

筆者は、「しかし、リーガル・マインド」とされるように、それは、法解釈の具体的方法や基準あるいは紛争解決の技術といったものに留まらず

(あるいは、といったものでなく)、むしろ解釈や解決の過程で不可欠の論争(仮想的論争も含む)において要求される作法・資質の如きものを志向する側面を有すると考えるべきである。従って、リーガル・マインドは、法学者、法学部学生のみならず、立法者、企業法務担当者、官僚にも要求され、さらに法に関わる仕事・作業をしていない人であっても、上記の作法を身につけ実践している人は、『リーガル・マインドのある人』と呼び得るのである。』(1989ページ)

⑭長谷川晃『解釈と法思考 リーガル・マインドの哲学のために』(1996年)

「その一方、従来から法的な判断や理由づけのあり方を特徴づけるものとして、リーガル・マインドという言葉がしばしば用いられてきた。とりわけ、法や法学の世界への導入のためのキー・タームとして、リーガル・マインドとは法的な分析、判断、決定を行うための知的能力あるいは技法の総体を表現するものと考えられているようである。多くの法律家や法学者にとって、リーガル・マインドは適切な法的判断の訓練を積むうちに自然に身についてくる経験的な感覚であり、法の世界を的確に理解し運用するための実践的な知恵でもある。それ故、法的に考え判断するということは、まさにリーガル・マインドを発揮するということである。しかしながら、一步進んで、このリーガル・マインドの内実がどのようなものであるかということになると、それは分明ではない。リーガル・マインドは種々の具体的な法的判断を通じて感得されるものではあっても、一種の暗黙的知識として明確な定式化が難しいのである。日常的には、リーガル・マインドは複雑な法的判断におけるバランス感覚を示す一種のキャッチ・フレーズとしての意義を持ち、必ずしも内容を深く問う必要のない言葉であるかもしれない。だが、こと法哲学の観点からは、それだけでは依然として疑問が残る。リーガル・マインドとはいかなるものののだろうか。

リーガル・マインドは、まさに人間の精神(mind)一般がそうであるように、極めて複雑で高度な能力の総体であるから、それを直ちに解明す

ることは決して容易ではない。しかし、人間の精神について様々な角度からの学問的探究が少しずつその謎を解明してきているのと同様に、リーガル・マインドについても種々の角度からの解明が可能であろう。従来から法学方法論、法的推論などという名称によって指示されてきた法哲学の問題領域、すなわちここで法的正当化として捉えている問題領域は、いわばリーガル・マインドの哲学として包括されるようなより大きな問題領域の一部分を形づくるものではないかと私は考えている。その意味で、先に述べた法的正当化とそのあり方の探究は、しばしば曰く言い難しとされるこのリーガル・マインドの内実を、一つの重要な角度から解明しようとする試みとして位置づけることができよう。すでに述べたように、法的判断の中核部分は、論理と言語と価値に依拠した思考である。すなわち、法的判断は、複雑な事態を論理と言語の世界に移し替え、さらに価値評価を伴いながらそれを整序し、判定を下すという知的営為である。それ故、そこに総体として現れるリーガル・マインドの内実は、まず何よりも先に、法的正当化の分析を中心として与えられるべきであろう。それは、いわばリーガル・マインドの哲学のための第一歩ともなるはずである。」(23ページ)

長谷川は、このようにリーガルマインド説明しているが、その著書を構成する各章では「リーガル・マインド」という用語を使っていない。著者は、「いわばリーガル・マインドの哲学のための第一歩」であるからであろう。⁽²⁸⁾

②宗岡嗣郎『リーガルマインドの本質と機能』(2002年)

「リーガルマインドの意味を確認しておくべきであるが、これが一筋縄ではいかない。……ただ、このことばは、長い法律学の伝統の中で、ゆるやかに定着している固有の『意味』がある。」(1ページ)「私は、こうして、現代法学の関心が理論的側面に片寄っている『今』こそ、リーガルマインドの研究が必要だと思う。……その研究が必要だとして、具体的に、

私たちはこの課題にどう切り込めばよいのだろうか。」(3ページ)「……法律家は時に『リーガルマインド』ということばを使うが、その本来の意味は、生活の現実から生みだされた慣習が現実と合致しなくなってきたとき、現実にもっとも適合した紛争解決の方法の中にあらたな『法』を見いだそうとする発想のことである。だから、リーガルマインドとは、思考を現実につなぎとめることによって、生活世界における人間の平和な共生秩序がどうすれば維持していけるのかを読みとる知的能力であり、生活世界の現実を切実に生きている『生活者の知恵』である。したがって、もともと、それは法律<学を学ぶこと>によって身につくものではない。反対に、法律家が、生活世界のから切り離された法的世界の中で学問的論理に埋没することなく、常に生活世界へと思いをめぐらし、その<現実をみつめること>によって育まれるものである。」(277ページ、<>は、原文傍点。以下、この文献では同じ)「リーガルマインドによって直観的にとらえられた『不当性』が学問的な論理構造につながらず有効な反論に結実しない。これが、残念ながら、現代法学の現状であり、生活世界における人権の危機状況を生みだす根源となっているのである。」(279ページ)「リーガルマインドは、それ自体として『気分』ではなく、志向性をもった『意識』である。……〔原文改行〕この意味では、リーガルマインドは、人間が『価値』と『反価値』を知るための<もっとも現実的な知の基盤>である。」(301ページ)「したがって、例え科学的な明証さをもって……リーガルマインドのはたらきを法律学の学問的領域から排除するのであれば、それは明らかに間違っている。」(303ページ)「したがって、もし私たちがリーガルマインドのはたらきを法律学の中に取り込むとしても、そのはたらきを意識のより高次な形態に即した『<明確な対象性>』へ仕上げていかねばならない。そのための論理が『ヘルメノイティク』である。」(304ページ)

ヘルメノイティクからリーガルマインドを位置づけ、近代的な科学的明証さを超えて現代法理論の隘路を突破したいという宗岡の試みに異論を挟むつもりはない。ただ、上記の私の考察からすれば、2つの注意事項が生じる。1。リーガルマインドは、果たして「長い法律学の伝統の中で、ゆるやかに定着している固有の『意味』がある」のかどうかが問題になる。2。アメリカの場合、「現実にもっと適合した紛争解決の方法の中にあらたな『法』を見いだそうとする発想」したのが、リーガルマインド批判派であったことである。

Ⅲ.1.2 日本語の法学文献のまとめ

私は、リーガルマインドについて説明をしているだろう幾つかの文献を挙げた。ここから言えることは、次のことであろう。竜崎（上述⑦191-2、195ページ参照）によると、田中英夫は1972年初版の『アメリカの社会と法』でリーガルマインドの言葉の日本での使用法が俗化していると指摘した。この場合の俗化とは、その言葉の意味が、アメリカでの実務法律家養成の教育機関であるロー・スクールの教育方法に関連していたことが差し置かれて、日本の法学部教育にその言葉を用いることである。この俗化の社会的、政治的な背景として、戦後保守政権による法の支配に無理解な政治運営、戦後のベビー・ブーマーの大量大学進学に対処する為に法学部を増設・増員したことによる教育目標の再設定、そして大学紛争等の結果の法学部教育の見直し、等々が挙げられるだろう。その結果、アメリカでは負のイメージで語られてきた「リーガルマインド」が、正のイメージで日本の法学部教育で語られ、それが広まったと言えよう。それは、法学部の教育を純粹に社会科学化する訳にはいかず、そうだからと言って、当時の法学研究者の間では批判的に語られていた概念法学を標榜した法学教育を施す訳にはいかなかったという状況下での使用であったと考えられる。

興味深いのは、リーガルマインドを説明する時、論者の社会的身分と関

心がその説明に影響していることである。山本と反町は、旧司法試験合格のための法的思考に焦点をあて、法解釈の論理的構成とその適用という点では一致している。大学での法学教育に関与している論者は、より基礎的な法学的思考を論じたり（加藤）、それを深めたりしている（田中成明、長谷川、宗岡）。渡辺、長谷川、宗岡に共通することは、彼らのリーガルマインドのリーガルで実定法を超えた法まで言及しようとしていることである。駒村と実務法律家の経験がある竜崎は、実務法律家の資質に力点を置いている。さらには、杉浦君代、山口正久「消費者に求められるリーガルマインドの育成：「市民意識を育む演習」を通じて」『研究所紀要（金城学院大学）』第5巻1号（2001年）になると、リーガルマインドは「実定法の知識」の意味に近くなっている（宗岡、長谷川、渡辺、田中成明と対比）。法教育の重要性が語られるのに連れて、リーガルマインドという言葉は、音の響きが良いのか、指示対象を拡散させて使用されていく。

IV 何が問題か？

IV.1 論点の整理

リーガルマインドという言葉についての英語圏、米語圏、日本語圏での使用が、論究された。判例法主義の英米法と制定法主義の日本という法体系の相違が法律家に及ぼす思考が考慮されずに⁽²⁹⁾、英米の使用法が顧みられることなく、このような本来英米語であるリーガルマインドが、日本語の文獻では論理的思考から精神までの幅広い範囲の中で多様な意味を独自にもつに至った。それは、ある意味で言葉のもつ宿命である。そうとは言え、日本での曖昧な利用を回避するためには、さしあたり、その言葉を利用する者は、誤解を招かないために、自己の定義ないし説明を与えるべきであるという教訓が得られるだろう。そうでなければ、各自が使う定型性のない用語によって、曖昧さの連鎖が生じるだろう。日本語圏でのリー

（龍法 '12）45 - 1, 136 (136)

ガルマインドの意味内容が、学术交流のなし方次第では、英語、米語圏へ逆輸入される可能性もあろう。もっとも、そうなるためには、この言葉の使用に関して整理しておくべき点もある。⁽³⁰⁾

リーガルマインドは、マインドという類概念とリーガルという種差を示す概念の組み合わせである。リーガルの特有性を示す前に、マインドという類概念が明確にされねばならないだろう。マインドについては、こうである。Mindは、英米の哲学にとってはmind-body problemやphilosophy of mind で表わされる重要な言葉であると同時に、日常的には多様な意味をもつ言葉である。私の手元にある英和辞典（『新グローバル英和辞典』）でmindを引けば、1、心、精神、気質、2、正気、3、知性、思考（力）4、記憶（力）、注意（力）、5、人：＜特に＞優れた頭脳の持ち主、6、意向、（……する）気持ち、という具合である。日本語で書かれたリーガルマインドに関する文献は、これを反映している。そこでは、mindは、思考（山本満雄、田中成明、加藤）、思考過程（反町）、全人格的なもの（竜崎）、作法・資質（駒村）、志向性をもった意識（宗岡）という意味で使われている。

日本語訳で読める現代英米哲学の基本書といわれる上述のG・ライル『心の概念』で明らかにされているように、マインドを明確にすること自体が、やっかいなのである。ライルの書は、Mindという英語が様々な意味を解明するだけでなく、それよりも重要なデカルト以来の心身問題に対して「機械の中の幽霊」という表現でMindに切り込んでいる。⁽³¹⁾ 英米語でのmindは、哲学的問題でも論じられるのである。

マインドの哲学的問題は私の守備範囲外であるのでそれを差し置いても、次の問題が指摘される。リーガルマインドが言えるならば、ビジネスマインドは言えるのか、あるいはエコノミックマインド、等々は言えるのかということである。もしそれらが言えるならば、共通項は何であるのか。もし言えないならば、各々を分かち要素は何なのかが問われなければ

ならない。日本語の文献には、他分野との共通性を触れながらもそれらを明確にしたものが少なく、むしろ「リーガル」に重点を置いたものが多い。これは、リーガルマインドを他のマインドよりも特異な地位に置くことになる危険を孕む。同じことを別の視角から述べる。もしリーガルマインドで法の解釈・適用に関する思考と理解されていたなら、それを、より一般的な「意思決定理論」の枠組みとの関係は如何という問題が立てられねばならない。リーガルマインドは、法的推論に特有な事柄を指しているのか、それともそれはより広い「意思決定理論」の部分を形成しているのかであるのか、である。⁽³²⁾

リーガルに関しても、単体で捉えた場合、上記で示唆してきたように、「法的（リーガル）」という言葉で、どの範囲まで「法的」として把握するか、法実証主義をとるのか否か、どのような生ける法を法とみなすのか、判決の法的地位はどこまであるのか、正義、公正をどこまでと実定法と関連づけるのかといった諸問題がある。

私は、重点をリーガルとマインドの合成としてのリーガルマインドに移す。リーガルマインドは、どういった役割をもたせられて語られているのか。考えられる選択肢は、3つある。①現実を理解あるいは批判する概念②ヴェーバーの意味での現実を理解するための理念的なもの、③理想的法的推論を追求するため。リーガルマインドの使用法における米語圏と日本語圏の相違は、米語圏が①から出発してその言葉を利用しているのに対して、日本語の文献の多くが、①抜きで語られている。例えば、山本や反町の（旧）司法試験受験者のための場合、②の意味かもしれない。受験（希望）者Xの模擬試験の解答は、模範答案（理念型）を参考にして、Xの思考法が模範答案と比べてどこに長所、短所があるかを分析し模範解答に近い形の思考にすることにリーガルマインドの意義がある。宗岡、長谷川、田中成明は、③に近いだろう。⁽³³⁾ ③といっても、日本のリーガルマインドは、一抹の不安が残る。なぜならば、③と言った場合、厳密にはその

対象者は実務法律家であるはずであるのに対して、リーガルマインドは、大学の学部教育の目標として使われており、場合によれば、法学研究科、更には専門職教育機関である法科大学院の教育目標、理念に使われているからである。試みにコンピュータの検索で、「リーガル&マインド&法学部」で検索をかけると、いかに多くの大学法学部がリーガルマインドの涵養を教育目標にしているのかが分かるだろう。日本のリーガルマインドの使用は、「べき」論であるとしても、誰の「べき」論かが各論者によって異なっているのである。その言葉を使用している論者にとっては、意味が整理されている限りそれはそれで良いのであるが、端から見ると、意味の混乱に見えることも確かであろう。

日米の相違にもう少し言及すれば、それはこうなるだろう。第一。米語圏のリーガルマインドに対する批判的見解は、規範命題に事実を当てはめると結論が出るという三段論法的な法適用の観念に対する攻撃であった。リアリストたちの批判的研究対象は、個々の事件での判決形成過程である。第二。legal mindは、アメリカではthink as (like) lawyers「法律家のように考える」と言い換えられ⁽³⁴⁾、その場合の法律家とは弁護士を指す場合が多い。法律家で弁護士に注目するならば、現実の事実から法の要件に合う法的事実への構成の問題や証拠認定の問題が論じられる。アメリカン・リアリストの事実懐疑論者は、冤罪の可能性はこの事実問題にあることを指摘した。日本のリーガルマインドは、法の解釈、適用過程に重点が置かれているので、リーガルマインドの担い手として裁判官が、しかも抽象化されそしてやや理念化された裁判官が、暗黙理に想定されていると考えざるをえない。なぜならば、多くの論者は、法的推論や構成に重点を置いているからである。この違いが、日本でのリーガルマインドの用語の拡散を招いたのだろう。アメリカでは、批判的にしろ、リーガルマインドは実務法律家かロー・スクールの教育方法に限られて語られている。日本の文献では、結果として出される法的構成に重点が置かれているために、そ

れが基礎的な法学部教育の理念として語られることになった。⁽³⁵⁾

リーガルマインドで実務法律家に話題を絞るにしても、その実務法律家を裁判官あるいは当事者の法的代理人、多くは実務法律家のどちらを基礎にして考えるかの問題は、リーガルマインドを考える際無視できない。事件当事者を代表する法律家と両当事者の意見を聞いて判断する裁判官では、その役割に大きな相違がある。日本文献で一部の著者がリーガルマインドを語る場合、彼らが、裁判官の思考を模して当為のリーガルマインドを語っていると仮定すれば、たとえその裁判官はドゥウォーキン(Dworkin)の『法の帝国』の超人的な裁判官ハーキュリーズではなくても、そこでは、現実の裁判官から抽象化されやや一般化された裁判官像、多くの裁判官の中の一人の平均的裁判官像が想定されていることになる。そこでは、以下の点が無視される。第1。上述のように事実から法の規則に合うようにされる法的事実への加工の過程、いわゆる事実問題である。第2。民事あるいは/そして刑事訴訟において、当事者主義が採られている場合、裁判官だけでなく、両当事者特に彼らの弁護士あるいは検察官の役割が大きい。事実から法の規則に合うようにされる法的事実への加工の過程は、当事者に任されている。それらの法的事実を基礎にした裁判の結論は、裁判官の判断が入るにせよ、一種の共同作業の成果である。⁽³⁶⁾ 官尊民卑の考えの下で裁判官を上位におくのは、誤っている。第3。現実の裁判官が巨大な司法官僚機構の統制下にあることの事実をリーガルマインドとしてどう考えるかである。⁽³⁷⁾ 法律審に関しては上告審裁判所は下位の裁判所の法令違反を審理できる。問題はそれを超えて、裁判官協議会・会同での実質的誘導があったり、司法行政による個々の裁判官の人事上の差別があったりするという事実をリーガルマインドとしてどう位置づけるかである。裁判官の現状を考慮することなくリーガルマインドを論じることは可能である。しかし、そうすることは、現状肯定的な理論になり、理論としての鋭さが失われるだろう。第4。実務法律家の役目が、法化された社会(龍法 '12) 45 - 1, 140 (140)

紛争の解決にあるならば、彼らに要求されるのは、裁判判決による紛争解決に限られない。言い換えれば、裁判以外の法的紛争解決が、訴訟関係者にとってもそれ以外の者にとっても望ましい場合がある。そのように考えれば、訴訟過程の法的推論にのみ焦点を当てているリーガルマインドは、狭いと言わざるを得ない。そのようなリーガルマインドは、実務法法律家にとって必要条件であっても、十分条件とは言えないだろう。

裁判に限っても、それは、訴訟準備のためになされる個人的で閉鎖的な法的思考が、法廷（forum. 公開場）という実践の場で、弁論や尋問という対話を通じてより良い法的解決、決定を導く方向でなされることが制度上要請されている。⁽³⁸⁾ いわば、実務法律家の思考は、裁判過程では閉鎖型から開放型へ切り換えることが必要なのである。現実のリーガルマインドであれ、当為のリーガルマインドであれ、リーガルマインドを論じる時には、これらのことが無視されるべきでない。

以上のことから、私は、リーガルマインドという言葉肯定的にせよ否定的にせよあるいは中立的にせよ使う場合には、実務法律家に関して先ずもって使われるべきであり、その後可能な場合は拡大できるかどうかを考えるべきであると考え。その見解の下に、以下が述べられる。

IV.2 欠けているもの

私は、実務法律家の作業を、通常のごとく、(1) 法解釈のレベルと (2) 個々の訴訟での法適用のレベルに分け、簡単に言及する。

(1) 法解釈のレベル

この場合の法は、単に制定法だけではなく、ある法分野の解釈体系を作る際、必要とされる法を意味しており、制定法よりも広い範囲の法を含む。例えば、当該条文における判決、ドゥウォーキンという原理・原則なども法の中に入れられる。解釈体系と記したが、そこには、それだけには留まらず、一般条項における法創造（的解釈）、法規の不存在の場合の生

ける法の探求、さらには判決の検討が含まれる。⁽³⁹⁾ このレベルでリーガルマインドが語られることがあるが⁽⁴⁰⁾、法解釈のもつ特徴がリーガルマインドとして特徴づけられる前に、我々は、文学解釈、思想解釈、宗教教義の解釈・解釈方法などとの共通点と差異点を考えるべきであろう。それらとの違いを通して、リーガルマインドの特質を探るべきであろう。

(2) 法適用レベル

論者がリーガルマインドを語る時、念頭にあるのは、実際の事件での法適用の結果を配慮しての場合がある。(教育の場では、追体験としての事例研究であり、類似例の判例法研究である。) そこでリーガルマインドという言葉が語られる時、その言葉は、具体的事件解決に向かっているRecht(法=権利)の実現あるいは公正(justice)な判断の思考(過程)、場合によっては判断の社会的妥当性に関わっている。解釈レベルと適用レベルの相違を対比すればこうなる。前者には理論性、総体性、一般性、論理一貫性の特徴があり、後者には、個別性、実践性の特徴がある。当事者の法的代理人からすれば、それは相手のある議論と競技であり、相手の出方に対応して、裁判官を説得できる理論を立て、雄弁に語る必要がある。弁護士の場合には依頼者の要求と不即不離の視点を持つことを要請される。

もしこのレベルで、例えば、「あの弁護士(裁判官)はよいリーガルマインドを持っている」と言いうるなら、何がそう言わしめるのか。そこでは、法の知識が前提にされているとすれば、資質という人格的な要素を語る前に、何か他の要素がないのか。

私は、冒頭に掲げた、コック(Coke)がジェームズ王と議論した時、法の独立を守るために法実務家の持つ理性を「技術的理性」として強調したことに注目する。⁽⁴¹⁾ 彼によれば、artificial reasonは長い間の研究と経験によって獲得される秘技ないし奥義としての色彩をもっている。後年の法学者ポロック(Frederick Pollock, 1845-1937)は、知識(knowledge)を学問(science)とその成果を応用する技術(art)で成り立つかのように

考え、こう書いている。「生ける法制度は、科学（学問）だけでなく技術として判断されなければならない。」⁽⁴²⁾ コックとは、対極的立場であるベンタム（Bentham, 1748-1832）もこのように書いている。「裁判は技術と学問の部門である。」⁽⁴³⁾

リーガルマインドに關した上述の論者の多くは、法学部教育に重点を置いたために、技術、技能に余り触れていない。法律実務家がリーガルマインドを語る時、研究者と異なる要素を入れようとしていることを考えれば、日本語のリーガルマインドの使い方の隠された一つの要素に、技術があると私は考える。⁽⁴⁴⁾

技術を法廷技術⁽⁴⁵⁾ としてとらえそれを研究した日本での先駆者として、戒能通孝（1908-75）がいる。戒能は『法廷技術』でこのように書いている。「それ〔法廷技術〕は事実を——つまり判断の材料を——明確に、わかりやすくかつ印象的に提示するとともに、相手方の提出した事実が根拠薄弱であることを立証し、自己の意見が正しいことを公衆に対して宣明する技術である。」「法廷技術をして進歩させる唯一の方法は、どこまでも他の考慮をぬきにして、提示された事実につき、法律を適用させることである。」「科学としての法学と、芸術としての法廷技術とが、余りにもお互いそっぽを向き合って、対立していた」。⁽⁴⁶⁾ 上述の戒能の定義は、事実問題と弁護士の法廷技術に重点が置かれているが、私は、依頼者の応接から始まり、訴訟の準備から終結までの過程まで、事実問題のみならず法律問題の処理を含む全事項へと修正し、法廷技術を使用する主体も弁護士のみならず実務法律家に拡張すべきと考える。例えば、弁護士としては、依頼に応じた訴状等の作成、生ける法への訴え、証拠、証人の提示方法や反論、依頼者の意向にできる限り満足できる結果への努力、更には全国的訴訟団組織を結成しての訴訟の有名化等があり、裁判官としては、両当事者の主張に対する公正な判断、公正な訴訟指揮、当該事件への法への適切な適用（場合によっては、十分根拠づけられた法創造を含む）、等があり、檢察とし

ては、警察からあがる事件の精査、被疑者または被害者への対応、起訴または不起訴の判断、訴状の作成、証拠の提示、弁論等があるだろう。

リーガルマインドに法的思考以外の他の何かを求める論者に対して、その何かとは技術であると断定するつもりは、私にはない。その他の何かの一つに、技術が参入されても良いと私は考えるだけである。そう考える理由はこうである。一、マインドで精神あるいは価値を意味すると理解すれば、リーガルマインド論は、精神論や価値論の隘路に入り込む可能性がある。それを避ける一方法として、それよりより客観的に評価できる技術が導入されうる。二、技術と科学（学問）は、対立する面もあるが、必ずしも対立するものではない。現代芸術でも示されるように、科学に基礎づけられた芸術理論（技術論）の上に技術が加わり作品として成立している。もっとも、芸術の場合そのような例外がある。これは、スポーツの領域でも言えるだろう。逆に、現代科学は、経験でしか習得できないと考えられていた職人技といわれる技術を科学で再現しつつある。修練という経験で獲得される技術から、科学（学問）に基づく技術が歴史の流れとしてある。法廷技術の分野でも、法廷心理学のような学問の助けを借りて知識化・学問化できるものがあるだろう。法の適用は、学問と技術が手を携えていく領域である。三、一般的に言えば、科学（学問）理論は、一般性を志向するが、技術そのものは個別性を志向する。技術（理）論は、理論である限り前者である。技術の個別への志向は、芸術の場合にはその作品という結果になって表われ、それを人々は評価するのである。⁽⁴⁷⁾ 偉大な芸術家はその人自身が偉大ではなく、彼（女）が生みだした作品の評価故に彼（女）が偉大な芸術家となるのである。実務法律家にも同様なことが言える。それだけでなく、裁判は、芸術の制作過程に相当する訴訟過程が公開にされていることから、判決の評価とは別に、訴訟過程における振る舞いも評価できるのである。裁判過程を、知識と技術の視点から評価する方が、評価の行列が作りやすいだろう。（結果である判決は、解釈のレベル

からも捉えられることになる。)⁽⁴⁸⁾ 四、最後で述べるように、法学教育を考える際にも、技術は一定の役割を与えられる。

このように法適用レベルで技術を導入すると、法解釈レベルでも技術があるのではないかという疑問が生じる。私は肯定的に考える。笹倉秀夫『法哲学講義』（2002年）、363ページは、解釈の技法という項目で技術に論究している。⁽⁴⁹⁾ 2つのことが指摘される。1つは、本稿は解釈レベルの技術と法適用レベルの技術を技術で括っているが、その相違をより検討される必要がある。解釈レベルの技術は、法文というテキストを中心として行使されるのに対して、法適用レベルの技術は、対話や弁論といった行為のレベルの技術である。区別して取り扱うことが、学問的には有益だろう。第2に、両レベルで警戒しなければならないことは、技術を独立化させ、技術優先の思考におちいることである。⁽⁵⁰⁾

山本、反町は、リーガルマインドを、受験生のそれ相応の知識の獲得を前提とした上での試験答案を書く技術やコツとして考えているが、それが、試験合格が目的である点で、技術としてみなされるだろう。⁽⁵¹⁾

V 結び

以上、リーガルマインドの使用法が検討された。日本語で書かれたリーガルマインドに関する諸業績は、このリーガルマインドという袋に、良い内容のものを入れようと努力してきている。しかし、それらの意味内容が収束するどころか、拡散している。本稿の結びとして、私は、この言葉の問題からささやかながら引き出される事柄を書き記す。リーガルマインドというアメリカの皮肉と批判に満ちた用語使いを基準にするならば、それは二方向で解放・開放されねばならないだろう。一つは、法の思考に関してである。リーガルマインドは、法の解釈を判例法という狭い枠内で行なおうとするケースメソッド教育に対する批判の言葉であった。ケースメ

ソッド教育は社会の変動期にあつては社会に合わない硬直した結論を導き出すものであった。そこでは、リーガルマインドからの解放が唱われ、実定法を核としながらより柔軟な思考が求められた。強大な権力に対抗するための「法の支配」という原則を残しつつ、法の体系は、変化する社会においては、一定の開放形でなければならないだろう。第二は、法適用過程に関してである。法適用は、法制度やそれを支えたり特徴づけたりする社会的環境の中での裁判で遂行される。そこでは、特定の事件で各人（主に法律家）が形成する、事実の法的事実化と法的事実の法への適用の思考が、法廷という公開の場で開放されて、相手方の考え、裁判官の考え、事件の当事者の意見と、その事件に関する論争で交わされる過程を経る。裁判官は、それらの考えを基礎にしながら自己の法的見解を判決としてまとめ上げる。法適用過程は、人々による共同作業である。

私は、もしリーガルマインドという言葉を用いるとしても、これらを考慮された上で用いられるべきと考える。それは、多くの論者によって使用されている個人的思考に限定されたリーガルマインドと異なることは確かである。

日本語の文献でも、リーガルマインドという言葉を使って法学教育を考えようとするものもあった。私は、本稿で技術を考慮すべきだと提起したので、これを専門職教育に関して少し考察して本稿を終える。専門職法律家の養成を目指した法科大学院は、その設立前、その批判者によって司法試験の為の受験指導校（塾）の講義内容を法科大学院が引き受けると揶揄された。その危惧が、合格者の大幅な削減や法科大学院教育を経ない予備試験の導入で、確かなものになりつつある。本稿の考察から言えば、専門職の教育機関を設立しようとする場合、その授業内容や司法試験の内容に関して、実務法律家に必要な「知識と技術」の観点からの議論が必要であつたろうと言える。例えば、アメリカの多くのロー・スクールで採り入れられている、準備書面の起草から始まる模擬法廷での学習などである。

そうでなければ、法学部、大学院法学研究科、法科大学院の区分は、法の科学（学問）の単線的な区分けにすぎなくなるだろう。実務家を養成しようとするれば法の知識だけでなく、現実に応用できる技術も教育する必要がある。それが、法科大学院教育に要請されていたのだろう。⁽⁵²⁾

法が、社会を規律し、人と人の関係を規律するものであるなら、法が発動される具体的問題場面で、認識対象として理解した法の機械的適用が某かの問題の解決に万能であるわけではない。法の問題には、人と人の関係問題が潜在しているのである。法学者あるいは実務法律家が、個別の人間の諸相を法の問題を介して向かう時、法という枠組みの中で悩みつつ対処しなければならない。⁽⁵³⁾ 法に携わる者が、社会科学あるいは学問としての法の基礎に、人間、人間社会の問題が横たわっているのを真摯に受け止め、法の知識だけでは語れぬ何かを伝えたい気持ちを抱くことがある。それが、リーガルマインドという言葉を使わせる契機の一つになっているのだろう。もし日本語で書かれたリーガルマインドの文献を意味あるものにするには、リーガルマインドで意味され提起された問題を受け止め、リーガルマインドという言葉で留まることなく、分析と思考を進めなければならない。

注

- (1) 本稿の先行業績として、新井敦志「リーガル・マインドに関する覚書」『立正法学論集』第39巻第1号（2005年）参照。
- (2) 加藤一郎「リーガル・マインドについて」『法学教室』133号（1991年10月）27ページ。同様に、松尾浩也「法学教育とリーガル・マインド」『法学教室』1981年9月号、1ページ、「これ〔リーガル・マインド〕は、アメリカの教授たちには、あまりピンと来ない観念のようである。」
- (3) なお、LEC東京リーガルマインド社の最初の発行物は1987年『（新）鳥瞰図 テキスト 憲法民法刑法』である。この本には、リーガルマインドの説明はない。
- (4) 漠というのは、そこには、前述した加藤、松尾の小論文も掲載されていないことから、「マガジンプラス」の精度に過度の信頼を置けないからである。
- (5) この部分の引用は、当該著作の該当箇所を示している。本稿の文献紹介で

は、別段の指示がない限り、同じ手法が採用されている。

- (6) 青井秀夫『法理学概説』(2007年)、226-7ページ参照。なお、エーモスが引用しているイェーリングの本は第2巻である。
- (7) リーガルマインドに似た題を持つ著作として、Sugarman, *Legal theory, the common law mind and the making of the textbook tradition*, 1986がある。シュガーマン、岡田章弘訳「法理論、コモン・ロー精神、そしてテキスト伝統の形成」(シュガーマン著、法文化研究会編訳『イングランドの法と社会』(1993年)所収)、119ページにこういう文がある。「わたしたちが法について教えたり書いたり考えたりするとき、コモン・ローの精神構造はその様式に大きく影を落とし続けている。」ここで述べられているコモン・ロー精神も定義されていないが、ここでのコモン・ローの精神構造は、社会集団としてそして専門家としてのコモン・ロー法律家を支えている法学教育、法思考、専門家としての独特の観念を指している。シュガーマンは、リーガルマインドの観念やその思考の概念法学的傾向を示唆していないが、エーモスのリーガルマインドの語の使用法にある点では似ている。
- (8) 本文論集のMacCormick論文も参照。
- (9) オノレがウルピアヌスに与えた評価。「正当な解決への彼の確かな本能のみならず均衡と穏健さの感覚」(*Ibid.*, p.201)が少しは参考になる。後述の田中成明の関係では、均衡が問題になる。
- (10) フラー著、大塚滋訳「法的擬制(一)」『東海法学』第7号(1991年)、138ページ。
- (11) 大塚滋訳「法的擬制(四)」『東海法学』第10号(1993年)、247ページ。
- (12) この文は、稲垣良典『法と道徳』(訳1968年)、1ページで次のように分かりやすく訳されている。「トーマス・リード・パウエルはロクゼに、AがBに関係している場合、Bについては考えないでAのことを考えることができるなら、きみは法律家の頭の持主だ、というのがある。いまの場合でいえば、法律家の頭は法について考えるのに精一杯で、法が結びつけられたり区別されたりしているところのもの(つまり道徳)までは手がまわりかねているようである。」
- (13) Fuller, *Legal Fictions*, p.104.
- (14) Woodard, *The Limits of Legal Realism: An Historical Perspective*, 54 *Virginia L. R.*, (1968), p.700は、LangdellそしてAmesらのケースメソッドを科学的法学研究者(the legal scientist-scholar)と名付け、それをこう特徴づけている。「こうして、科学的法学研究者の適切な役割は、諸原則を確認し、それらを正確に叙述することであった。そうすると、この科学的方法で訓練された法律家の支援を受けた裁判官は、それらの原則を正確に適用できるだろう。このようにして、諸事件は法の正しい諸原則に基づいて決定されるだろう。そして、法の科学は、完全な合理的体系により近づかされさえるだろう。」
- (15) 彼の別の著作*The Enchantment Of Reason* (1998) は、小泉良幸『リベラルな共同体』(2002年)、66-9ページによって要約されている。

- (16) Mindaによる精神（マインド）の定義は、Pinkin, *How the Mind Works*に依拠してこう書かれている。「精神は、情報を処理し（processes）、イデオロギーそして拒絶という経験とを許容する（そして拘束する）考える機械である。」（Minda, *op.cit.*, p.91.）
- (17) この点、竜崎喜助「リーガル・マインドそして日本の歩み」『法学教室』175号（1995年）、23ページは、ハーバードでケース・メソッド教育を見聞して、日本で「リーガルマインド」という言葉を初めて（に近い時期に）使用した穂積重遠を紹介していることも、参照。
- (18) 大川裕紀子「ラングデルの功罪」『比較法学の課題と展望』（2002年）参照。Gjerdengen, *op.cit.*, p.743は、1993年の論文で「ほとんど50年前に、古典的コン・ロー思考はほとんど死滅した。」と書いている。
- (19) Holmes, *The Common Law*, (ed.by Howe, 1963), p.5.
- (20) 私の利用したこの本は、1984年の第15版である。単純に計算すると初版から毎年各版が出版されていることになる。この山本の著作とともに、東京リーガルマインド社の設立が1979年であることも、リーガルマインドという言葉の普及に役立っているかもしれない。
- (21) 田中英夫は、リーガルマインドを「法的思考方法」と言い換えている。田中英夫は、前掲書（第2版（縦書）、273-276ページ、第3版（横書）、331-2ページ。）で、アメリカの法学研究者の一部で既に批判の対象になっていた、ケースメソッド教育の長所、短所を記している。
- (22) 青井、前掲書、221ページ参照。
- (23) 実務法律専門家と書いたが、田中のこの著書では事実問題の取り扱いが余り書かれていないので、ある意味では裁判官の思考に重点を置いていと考えざるをえない。
- (24) 反町勝夫『飛翔』（1993年）、56ページ。初出は、「法律文化 一九九一年三月号」。後者の118、119ページの初出は、同紙一九九二年十月号。
- (25) 渡辺洋三「法学への旅立ち——リーガル・マインドを求めて」（1990年）、4章「法律家と法律学」参照。そこでは、なぜか弁護士のリーガル・マインドという言葉はない。
- (26) 渡辺、143ページ「残念ながら、日本社会は、今のところ、法的後進国にとどまっている。それは、政界、官界においても、また司法界においてさえも、さらには国民生活のレベルでも、リーガル・マインドを身につけた人が、あまりにも少なすぎるからではなからうか。」
- (27) 竜崎には、前掲「リーガル・マインドそして日本の歩み」がある。
- (28) なお、ここで使われているバランス感覚も注意を要する。何（A）と何（B）のバランスなのかが、問題になろう。竜崎、前掲「リーガル・マインドそして日本の歩み」26ページに、バランス感覚で利益考量論が語られる場合があると書かれている。単なる経済的な訴訟なら（A）（B）双方が経済的利益であり、バランス論が可能かもしれないが、新幹線公害訴訟のように（A）が権利（B）

- が利益の場合、さらに (A) (B) とともに権利の場合、バランス感覚という最終評価点があっても、どういう理論でバランスをとっていくのかが問題になろう。
- (29) 制定法主義と判例法主義と区別したが、特定の国を考察対象とする場合、より立ち入った考察が必要であろう。例えば、日本の場合、内田貴『民法改正』(2011年)によれば、日本民法はドイツやフランスの民法典に比べ条文が半分程度であり(90-1ページ)であり、制定時の事情から、北川善太郎の言う「学説継授」(94ページ)が発達し、また判例法の統一化が素早く行なわれていた(102-3ページ)。
- (30) その他に分類した論文 Husa, *Turning the Curriculum Upside Down: Comparative Law as an Educational Tool for Constructing Pluralistic Legal Mind*, *10 German Law Journal*, n.7 (2009) の著者 (Husa) は、フィンランドの大学教授であり、リーガルマインドという言葉も説明も定義もなく書かれていることからすると、フィンランドでもアメリカの使用法が基準という訳でもない。
- (31) 哲学的な問題は差し置いて、日常言語学派の立場を採るライルは、Mindを研究に当たって、興味深い事実を紹介している。「[人々は] また、具体的に状況に身をおいたとき、心的な行為 [mental conduct] を示す多くの形容詞、たとえば「注意深い」、「愚かな」、「論理的な」、「不注意な」、「才能豊かな」、「虚栄心の強い」、「筋道の立った」、「信用のおける」、「機知に富んだ」、「自制心のある」などの使い方にも習熟している。」(同書、2ページ。) mindという語は、日本語では精神として訳されるspirit (神髄、精霊、幽霊、気分、気持ち等の訳語もあり) と区別されるようである。ライルは、同書、13ページで団体精神 (team-spirit) に関してspiritは「鋭敏さ」に関係しているとしている。
- (32) Woodard, *op.cit.*, p.721. (本稿p116ページ) 長谷川は、リーガル・マインドの底にあるものを、暗黙知と考えている点で、田中成明は、それを実践知と考えている点で、リーガルマインドは他の意思決定理論と共通性をもつと考えられる。
- (33) 田中成明、前掲書、ivページ。「本書の中心をなす第Ⅱ部では、……法的思考の合理性がどのような地平においてどのような仕方 で確保・実現すべきものとされているかについてかなり詳しく説明した。」
- (34) 例えば、文献⑨Yellott, *op.cit.*, p.128.
- (35) 日本の閉鎖的な司法慣行と貧困な研究環境の下では、個々の事件の判決形成過程の詳細な研究を行うことが容易ではなく、その結果、研究が判決研究に集中することになる。例えば、リアリストの主張である、判決は規則の概念に事実を包摂して論理的に導き出されるのではなく、裁判官の個人的見解、勘、人格という法外的要因が作用する (参照、フランク、棚瀬孝雄、棚瀬一代訳『法と現代精神』(1974年)、藤倉皓一郎「リアリズムの法理論」八木鉄男編『現代の法哲学理論』(1971年)) ことを、実証するには、裁判所、裁判官の協力と多くの研究スタッフが必要である。さらに、日本では、アメリカのリーガル・リアリストの主張の一部は、その後の「法」の理論としては、ハート『法の概

- 念」による巧みな吸収によって消化されていると考えられていることが、訴訟過程の研究をやりにくくしているだろう。
- (36) 田中成明は、「法的思考とはどのようなものか」の随所で対話的合理性について論じている。
- (37) 文献①Minda, *op.cit.*, p.219「我々は、司法制度がリーガルマインドに影響を与えているのかを無視している。」
- (38) 三輪正『議論と価値』(1972年)、序「論理をはみ出す論理」は、対話、討論、討議、会議、会話、弁論、論説、演説、ディスカッション、クロクイ、シンポジウムなどの類語をもつ議論の論理の重要性を指摘している。
- (39) 法学研究と教育の場では、最高裁の解釈追従にならないため判決の検討は重要である。実定法解釈を専門にしていない私が、日本の判決を読んで不思議なことと感じるのは、なぜ判決では、参考にした学説、研究論文の明示がないかと言うことである。裁判所には「下々の学者の説をお上である裁判官が取り上げるのだから、取り上げてもらうだけで光栄と考えよ」という意識があるのだろうか、裁判所自体が知的行為を尊重しないと言うのは奇妙な慣行である。さらに言えば、学术交流でも裁判官の出席が少ない。これらは、田中成明の主張する対話的合理性の前提を不十分なものとする。裁判官の思考を暗箱に入れてしまうことが、司法改革でも正されなかった。
- (40) 例えば、新井、前掲論文、33ページで紹介されている弥永のリーガル・マインドの説明。
- (41) artificial reasonは、natural reasonと対比した場合、「人為的理性」と訳すことも可能である。
- (42) 石井幸三「ボロックの法思想 (1)」『龍谷法学』40巻2号 (2007年)、9ページ参照。
- (43) Bentham, *Principles of Judicial procedure, The works of Jeremy Bentham* edited by Bowring, vol.2, p.143.
- (44) 研究者もそれに気づいていないわけではない。例えば、新井、前掲書、48ページは、「リーガル・マインドの二つの側面」として (a) 知識・技能の側面と (b) 姿勢・心構えの側面を指摘している。新井も上述で言えば、理想的法的解決思考を提示しているようにみえる。新井の論文で私が気になるところは、新井が心構えとして、新井も認めているように (50ページ)、価値観の問題が論述に混入されていることである。この点に関して、孫引きになるが、ヴェーバーが言った「アナキストもよき法学者たりうる。彼は実定法の外のアルキメデスの点にたっているからだ」の言葉が引用されよう。(長尾龍一『法哲学入門』(講談社学術文庫)、79ページ。長尾は、典拠を示していない。) 法解釈における価値問題は、日本では1953年以降の法解釈論争で争われた。
- (45) 法廷技術の対応英語は、lawyering skillと思われるが、本稿は、art, skill, tact, knack, technique等を、一括することに問題があるだろうことを承知で、区別せずに使っている。①法廷技術をどう考えるのかに関しては、法廷技術を

- 支える訴訟に対する観念が大きく関与する。②artとscienceの関係は、「学」とは何かという問題にも関わる可能性がある。
- (46) 順に、戒能通孝『法廷技術』(1952年)、8-9、19、126ページ。なお、引用に際しては旧漢字を新漢字に変えた。戒能の著作では、Wellman, *The art of Cross-examination* (1923) (戒能、前掲書、4ページ)、Donovan, *Tact in Court* (同書、135ページ)の文献が使われている。
- (47) 蛇足ながら、芸の意味は、技(わざ)である。また、中谷武雄「アダム・スミスと三姉妹芸術」中村浩爾・基礎経済科学研究所編『アダム・スミス「法学講義A稿」Police編を読む』(2012年)、29ページは「古代ギリシア以来、……画家は職人であって芸術家ではなかった。」
- (48) 評価の基準を多元性にすることは、国家公務員である裁判官、検察官の人事に関しては重要である。知識と処理能力だけでの人事、あるいは逆にプロフェッショナルだから人格が大事だという理屈での人事は、本来の意味でプロフェッショナルの人事と言えないのでないだろうか。本来の意味でプロフェッショナル(専門家)の意味については、石井幸三「専門家倫理、弁護士倫理、実務法律家(覚悟)」『龍谷法学』33巻4号(2001年)、2ページ以下参照。
- (49) もっとも、笹倉『法解釈講義』(2009年)、8ページは、「解釈の技法」に代えて「条文適用の仕方」という言葉を用いる。なお、笹倉の著書には、リーガルマインドという言葉が出てこない。その著書からあえて、マインドに近い言葉を挙げれば「心がまえ」(はしがき、3ページ)であり、この言葉も頻出するのではない。笹倉は、法解釈(適用を含む)の作業について基礎的学問(哲学的知見も含む)を基礎にしながら習得する立場をとる。「訓練を受けた法律家や政治家は、本能的にこれを活用しているのである。」(210ページ)この意味で、リーガル・マインドという言葉は、避けられている。
- (50) 新井、前掲論文、50-51ページ、渡辺洋三をはじめ多くの人が、リーガルマインドを使うのはこのような傾向に歯止めをかけるためである。しかし、このリーガルマインドは、フラー『法と道徳』でのリーガルマインドと異なる。
- (51) 言うまでもなく、この受験偏重を司法改革は法科大学院と(新)司法試験によってあらためようとした。それが、初期の目的を達したかどうか、公私を問わずそこそこの機関による検証がない。ここにも、日本の立法作業あるいは立法学の弱さが垣間見られる。
- (52) 法科大学院の教育については、文献⑦Brown, *op.cit.*も参照。蛇足的に言えば、専門職法律家養成の教育としての法科大学院の授業内容は、司法研修所のそれと調整が必要だったにもかかわらず、それがなされず、司法研修所での教育期間が短縮された。
- (53) 岩田靖夫「いま哲学とは何か」(2008年)、137ページ。なお、専門家である実務法律家が、依頼者や被害者や裁判関係人に向き合う時には、専門家倫理が関わる。

[後記] 本稿の中心的部分は、2012年3月28日、民科法律部会基礎法分科会（沖縄）で報告された。本報告に対して、判例法主義と制定法主義の国では法律家の役割が違うのではないかと、学問そのものに本来はart（英語）、kunst（独語）が関わっているのではないかと、というような貴重な質問が出された。本稿は、これらの質問に答えるに至っていないことを記し、そして貴重な質問をしていただいた参加者に謝意を表す。